

2012年11月

IFRS Foundation®

コメント募集
会計基準アドバイザリー・フォーラム
設置の提案

コメント募集期限:2012年12月17日



**会計基準アドバイザー・フォーラム
設置の提案**

2012年11月

PROPOSAL TO ESTABLISH AN ACCOUNTING STANDARDS ADVISORY FORUM

This document is published by the IFRS Foundation.

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7246 6410 Fax: +44 (0)20 7246 6411

Email: info@ifrs.org Web: www.ifrs.org

Copyright © 2012 IFRS Foundation®

All rights reserved. No part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

The Japanese translation of this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

Please address publication and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC Foundation’, ‘IASCF’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

PROPOSAL TO ESTABLISH AN ACCOUNTING STANDARDS ADVISORY FORUM

この文書は IFRS 財団が公表している。

すべての権利は保護されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

本公表物の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。

出版及び著作権に関する事項は下記に照会されたい。

IFRS Foundation Publications Department
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IASCF の商標である。

目 次

コメント募集

本ペーパーの目的	1
文脈：戦略レビュー	2.1
背景：NSS との現在の関係	3.1
IFRS 財団は何を達成したいのか、なぜ NSS との正式の関係が重要なのか	4.1
課題：NSS コミュニティーとの接触	5.1
NSS と地域団体との関係の開発に対する提案	6.1
結論及び提言	7.1
付録	
NSS 及び地域団体との現在の関係	

会計基準アドバイザー・フォーラム設置の提案：IASBの基準設定プロセスにおける各国の基準設定主体との接触の正式化

コメント募集

当財団は、このペーパーで示す会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の設置の提案のあらゆる点についてコメントを募集する。当財団は、以下の質問への回答を特に歓迎する。

質問1 —— ASAFメンバーが行うコミットメントについての提案に同意するか(6.4項)。また、それを覚書において正式なものとするに同意するか。賛成の理由又は反対の理由は何か。

質問2 —— ASAFが有効なものとなるためには、コンパクトな規模ではあるが、適切に世界中を代表するものとなるのに十分な大きさとする必要があると当財団は考えている。6.7項から6.13項で示している規模及び構成の提案に同意するか。賛成の理由又は反対の理由は何か。

コメント期限は**2012年12月17日**である。我々は、2013年1月の評議員会の会議でコメントレターの回答を検討する予定であり、その後でなるべく早期のASAFの設置を目指している。当財団はこれが野心的な日程であることを承知しているが、ASAFの設置は重要な優先事項だと考えている。ASAFがIASBの新たなアジェンダに関する作業を支援するために、できるだけ早く活動可能となることを我々は期待しているからである。

1 本ペーパーの目的

本ペーパーの目的は、次の点についてのIFRS財団の提案に対する意見を求めることである。各国の基準設定主体（NSS）及び他の地域団体と国際会計基準審議会（IASB）との間の関係をどのようにして正式なものにできるのか、また、IASBはどのように彼らとの接触をより適切に集合的ベースで適切に行うことができるのかという点である。今や、米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス・プログラムが完了に近づき、IFRSの使用が世界中に広まりつつあることから、IASBがNSS及び地域団体との関係を合理化して、それを組織面で持続可能でコンパクトな形で動かす緊急の必要性がある。

2 文脈：戦略レビュー

2.1 2011年中にIFRS財団の評議員会は、当組織の戦略に関する包括的な見直しを実施し、2012年2月に「評議員会の戦略レビュー2011に関する報告書——グローバル

基準としての IFRS : 財団の第二の 10 年間に向けての戦略の設定」(戦略レビュー) という表題の報告書の公表をもって完了した。

2.2 この報告書の中で、評議委員会は次の提言を行った (セクション C5)。

「IFRS 財団及び IASB は、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として、各国の会計基準設定団体及び会計基準設定に関与する地域団体のネットワークのメンテナンスを促進すべきである。それぞれの任務の範囲内での機能の遂行に加えて、各国の会計基準設定団体及び会計基準設定に関与する地域団体は、調査研究の実施、IASB の優先事項に関するガイダンスの提供、IASB のデュー・プロセスへの各法域からの利害関係者のインプットの促進、及び新たに生じている論点の識別を継続すべきである。」

2.3 さらに、報告書では、これらの団体には各自の国内及び地域の状況の中で重要な所定の独立した役割があることを強調した。

2.4 NSS 及び会計基準設定に関与する地域団体のネットワークの重要性は、草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック」(2012 年 5 月 8 日に一般のコメントを求めため公表された) でも強調されていた (特に 3.48 項から 3.51 項参照)。

2.5 戦略レビューの報告書の中で、評議員会は、IASB が、NSS 及び地域団体だけでなく、もっと広い利害関係者のネットワーク (証券規制機関と監査規制機関を含む) と協力することも提言していた。本ペーパーの提案は、このより広い関係を開発するという文脈の中で考慮することが必要となる。

3 背景 : NSS との現在の関係

3.1 IFRS 財団と IASB は常に、NSS 及び会計基準設定に関与する地域団体との関係の重要性を認識してきた。例えば、次のようなことである。

- 2001 年の IASB の当初の構成には、主要 NSS との公式のリエゾン責任を有する 7 名の常勤メンバーが含まれていた (オーストラリア/ニュージーランド、カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国及び米国)。グループとして、リエゾン基準設定主体は IASB と定期的に会合し、戦略的なハイレベルの論点を議論した。
- 2005 年に完了した第 1 回の戦略レビューを受けて、評議員会は、定款で認識するリエゾンの範囲を、それまで 7 名の IASB メンバーが正式なリンクを提供していた団体以外にも拡大した。

- 各国及び地域の基準設定団体と IASB とのコミュニケーションの交換を促進するため、IASB は、2002 年以降、世界会計基準設定主体 (WSS) 会議と呼ばれる世界の財務報告基準設定主体の年次会議を主催している。
 - 現在の IASB 「デュー・プロセス・ハンドブック」(2012 年 2 月公表) は、IASB のデュー・プロセスと他の会計基準設定主体のデュー・プロセスとの緊密な連携の重要性が、IASB の成功を促進する上での不可欠な要因であることを強調している (第 84 項)。
- 3.2 近年、IASB が相当の資源を以下の二者間協定に投入している。日本の企業会計基準委員会や欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との取決め、さらに最も有名なものとして、2002 年に調印された FASB との「IFRS と US GAAP との間のコンバージェンスに関するロードマップ」がある。FASB と IASB の両者が最近行った公式声明で、この協定を残りのコンバージェンス・プロジェクトの完了 (来年の見込み) 後に解除する予定であるとしている。(NSS との現在の関係のより詳細な記述については付録 A 参照)。
- 3.3 NSS 及び地域団体との IASB の関係の大部分は、それほど正式でなくもっと場当たりの一定範囲の取決めを通じて行われてきた。これらは、特に世界中での IFRS の使用の拡大などの進展につれて、長年の間に拡大し複雑化してきた。
- 3.4 さらに、NSS とのリエゾン関係の拡大を受けて、2006 年 2 月に IASB と NSS はベスト・プラクティス文書「IASB と他の会計基準設定主体との協力関係」を作成し公表した。この文書は、IASB と他の会計基準設定主体が IFRS の採用又はコンバージェンスを促進するために実施すべきだと考えている幅広い活動を識別している。これには次のものがある。
- コミュニケーション (基準設定主体と彼ら自身の利害関係者とのコミュニケーションと基準設定主体間のコミュニケーションの両方)
 - プロジェクトの開発 (他の会計基準設定主体が、IASB が特定のプロジェクトを進めるのを支援できる方法を含む)
 - IASB の協議文書に関するインプット
 - 他の NSS が IFRS を採用する又は IFRS とコンバージェンスする際に使用する可能性があるプロセス及びアプローチ
 - IFRS の解釈指針の開発における協力

- 3.5 NSS（及び現在は地域団体）は、次のような領域で重要な役割を果たす。IASB の協議文書へのコメント、利害関係者のコメントの奨励、特に調査研究プロジェクトにおける直接的な貢献、IASB の基準レベルのプロジェクトに関するプロジェクト・チームの一員となるスタッフの派遣、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダについての自らの法域に特有の実際の論点及び潜在的な論点に関する助言や経験の提供などである。ASAF に関して提案している活動は、これらの役割と並行して行うものであり、それらを置き換えるものではない。世界中の NSS 及び地域団体は、IASB との協力を継続する。調査研究、適用上の課題、アウトリーチ活動、フィールド・テスト、適用後レビューに関しての協力である。本ペーパーの提案は、NSS 及び地域団体がこれらの領域で引き続き役割を果たす能力を損なうものではなく、これらの活動を置き換えることを提案しているわけでもなく、むしろ、これらを補完することを提案するものである。

4 IFRS 財団は何を達成したいのか、なぜ NSS との正式の関係が重要なのか

- 4.1 戦略レビューが強調したとおり、高品質な会計基準の開発は、さまざまな視点を考慮に入れる必要がある。評議員会の考えでは、IASB がこうしたさまざまな視点に最も適切に説明責任を負うことができるのは、デュー・プロセスの一部としての広範な関係者との効果的な利害関係者の関与を通じてである。IFRS の国際的な受容を達成するためには、IASB には NSS 及び地域団体の支援が必要である。
- 4.2 さらに、世界中での IFRS の急速な拡大により、当該基準のエンドースメント／アドプションをしない事態の発生リスクが増大した。NSS 及び地域団体が、開発への積極的な貢献と新基準の各国・各地域への影響の理解の両方を通じて、協調及び IFRS への当事者意識を感じる場合には、基準の受入れはもっと容易となるであろう。多くの NSS 及び地域団体は、自らの法域での IFRS のエンドースメントやアドプションにも役割を果たしており、基準の開発全体を通じた彼らの積極的な正式の関与は、エンドースメント／アドプションのプロセスの円滑化に役立つ可能性がある。
- 4.3 その目的は、当該関係が技術的な論点に関する十分に徹底的な生産的な議論を基礎とし、その議論が IASB の技術的な作業に貢献するものとなることである。
- 4.4 上述のとおり、IASB と NSS 及び地域団体との間には緊密な交流があるものの、確固とした制度的基礎が欠けている。長年の間に、多数の公式及び非公式の関係が築かれているが、多くの重複があり、合理化の必要性がある。これらの関係を整備し、IASB と NSS 及び地域団体との間の関与をもっと正式なものとする必要がある。コンバージェンス・プロジェクトが完了に近づく中で、今こそが、IASB と世界中の NSS 及び地域団体との新しい合理的な関係のモデルの構築に取り組む

のに適切な時期である。

- 4.5 関係を正式にするには、NSS が個別の国内の任務の下で運営されていることや、少なくとも地域団体の一つ（EFRAG）が EU における IFRS のエンドースメントにおいて果たすべき役割を有していることを認識することが必要となる。
- 4.6 IASB の視点からは、このような正式な関係の設定にはリスクがある。IASB の独立性を損ない、NSS 及び地域団体に IFRS の基準設定プロセスの中での事実上の拒否権を与えることになる危険がある。また、IASB の既存の関係の網にもう一つの複雑性の層を加える危険もある。
- 4.7 こうしたリスクを軽減し、期待を達成するためには、IASB と NSS 及び地域団体との関係の基礎となる最優先の原則を設定することが重要である。これには次のものが含まれる。
- 国際的に認められる高品質な会計基準の単一のセットという共通のゴールの達成へのコミットメント、責任及び説明責任： これには、いかなる関与も、最善の国際的な解決策に至るという目的を持って建設的で前向きな方法で行うことが必要となる。
 - 独立性に対する明確なコミットメント： 正式な仕組みは諮問のみとすることと、IFRS を開発する際の IASB の独立性を損なって各国ないしは各地域の特別な利害の主張に晒されることがないようにすることが重要である。IFRS の技術的内容に関して、IASB はすべての必要な正式の協議を完了した後に最終判断を下す。同様に、IASB は、NSS 及び地域団体が自身の国内及び地域の文脈において有する独立した役割を尊重する。
 - 透明性及び開放性（情報の共有及び資源のより適切な連携の模索を含む）
 - 他の利害関係者とのオープンな関係の維持： こうした協調の仕組みは、IASB 又は NSS 及び地域団体のいずれかが利害関係者と個々の関係を有することを妨げるべきではなく、いずれかの当事者が自身の関係を開発し維持する能力への制約を設けるべきではない。

5 課題：NSS コミュニティーとの接触

- 5.1 現在の NSS コミュニティーは、非常に幅広く多様性があるので、NSS 及び地域団体からの関与が果たす役割を拡大し統合することは重大な課題となる。IASB が保有する WSS 会議についての現在のリストでは、119 の別々の法域からの基準設定主体に加えて多くの地域団体を詳述している。NSS は特徴に大きな幅があり、次のようなものがある。

- 構成及び資源（常勤及び非常勤のメンバー及びスタッフの混合を含む）
- 彼らが果たす役割（IFRS の現地のエンドースメント／アドプションにおける役割を含む）
- 各 NSS が有する専門知識の範囲
- 地域的及び国際的なグループへの各 NSS の関与あるいは参加
- 各 NSS の性質（独立した常勤の民間セクター団体から、政府部門の中の部署まで範囲がある）

5.2 NSS 及び地域団体が国際的なグループに対して有している最も緊密なコミュニティーが、会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）である。IFASS は共通の関心のある事項を議論するために年 2 回会合する非公式のネットワークである。しかし、IFASS には次のものがない。

- メンバーの要件がない。ある法域のために会計基準を開発又は採用する国内での責任を有する組織はすべて参加することができる——IFASS は大人数のグループに拡大していて、現在のトピックに関する詳細な技術的議論を適時に行うには大きすぎて非効率であろう。
- 覚書がない——会計基準設定主体にとって関心のある事項を議論し、IASB と連絡を保つという明記された意図以外には、具体的なゴールが明確化されていない。
- 正式なガバナンス構造、スタッフ又は事務局、資金調達の取決めがない。
- IASB 又は IFRS 財団の意見募集に対して協調した対応がない（ただし、これらの要請は会議でメンバーが議論する）。

5.3 このような状況で、当財団の考えでは、IFASS は、IASB が近い将来に NSS コミュニティーと接触する際の基礎となる組織又は単一の接触点としての役割を果たすことはできない。しかし、IFASS は、IASB が NSS 及び地域団体と接触するのを支援する有用なフォーラムを提供するものとして認識されており、引き続きそうなるであろう（特に、例えば、ある論点が IASB のアジェンダとなる前の調査段階の作業において）。

5.4 何年にもわたり、2001 年の EFRAG の設立に始まって、地域団体の設立が増大してきた。EFRAG 自身は基準設定主体ではないが、欧州経済領域（EEA）における NSS と協力して作業を行っており、年に 4 回、基準設定主体協議フォーラム（CFSS）を開催している。

- 5.5 もっと最近では、基準設定主体の地域グループが設立されている。特に、アジア・オセアニア（アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ、AOSSG—2009 年後半）、ラテンアメリカ（ラテンアメリカ基準設定主体グループ、GLASS—2011 年）、アフリカ（全アフリカ会計士連盟、PAFA）である。IASB はこれらの地域グループの設置を支援してきたが、これらのグループは短い歴史の中で十分に発展してきた。明確な利点は、こうした団体が彼らの地域に十分に役立ち、また、IASB にとって重要な相手方となっていることである。それでも、まだ全世界が対象になるには至っていないことを認識することが重要である。しかし、地域グループの中でさえ、上記の 5.1 項に示したのと同じく権限にばらつきがあり、少なくともグループのうちの一つは、その目的に能力開発が含まれている。

6 NSS と地域団体との関係の開発に対する提案

- 6.1 以下に記述する提案は、基準設定プロセスの中での NSS 及び地域団体のグローバルなコミュニティとの IASB の集会的な接触を正式なものにするとともに合理化することを図るものである。

会計基準アドバイザー・フォーラム

- 6.2 スタッフは、この国際的な接触をどのように達成するのが最も適切となり得るのかについて、さまざまな選択肢を検討してきた。この検討は、IASB と NSS 及び地域団体の自身の権限内での独立した意思決定者としての役割を尊重し、デュー・プロセスのサイクル全体を通じて役立つ方法で行った。これまでに検討した選択肢の中から、我々が望ましいと考えているのは、NSS と地域団体とで構成する団体の設置を検討することである。

ASAF の役割

- 6.3 ASAF の役割は、基準設定活動に関連した主要な技術的論点に関する助言及び見解を IASB に提供することと、各国及び各地域の論点に関するインプットを提供することとなる。その目標は、専門的能力が高水準で、自らの法域・地域に関して十分な知識を有する代表者がいて、これを明確に表明して IASB と十分に議論できるようにすることである。ASAF が IASB に不可欠な技術的助言を提供する上で有効となることを確保する必要がある。ASAF は諮問機関となるので投票はない。

コミットメント

- 6.4 こうしたフォーラムを設置する際に、上記の第 4.7 項に示した原則を適用することに加えて、参加する NSS 及び地域団体がより正式にコミットするように IFRS 財団が望むのは、以下のことである。

PROPOSAL TO ESTABLISH AN ACCOUNTING STANDARDS ADVISORY FORUM

1. 公益に資するよう、高品質で理解可能な強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発するという IFRS 財団の使命を支援すること
2. 高品質で理解可能な強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットに貢献するために、IASB の技術的活動に対する彼らの法域・地域からのインプットを奨励すること
3. 各法域及び地域での IFRS の首尾一貫した適用を支援すること
4. 全面的で修正なしの IFRS のエンドースメント／アドプションを徐々に促進するために最善の努力をすること（現在、各法域は IFRS へ向けての動きにおいて異なる段階にあり、これを達成するために異なる仕組みを採用していることを認識する）
5. さらに、すべてのメンバーが、ASAF の技術的作業に十分な役割を果たすための資源及び能力を有する必要がある。これには、会議の準備及び実質的な技術的議論への参加が含まれる。NSS 及び地域団体のコミュニティーには豊富な経験と専門知識があり、目標は、それを最善の効果に結びつけることである。

6.5 ASAF メンバーが覚書（MoU）に署名するよう要請することにより、これらのコミットメントを正式なものとするのが望ましいと思われる。これには前例がある。例えば、AOSSG のメンバーに署名を求めている MoU や、IASB と FASB との間の MoU である¹。

¹ 「...FASB と IASB は、米国で一般に認められる会計原則（US GAAP）と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスに対する両者のコミットメントを再確認した。高品質でグローバルな基準の共通のセットは依然として FASB と IASB の両者の長期的な戦略の優先事項である。」（IFRS と US GAAP との間のコンバージェンスに関するロードマップ—2006-2008、FASB と IASB との間の覚書（2006 年））

「我々は、それぞれの独立した基準設定プロセスの文脈内で高品質な基準の単一のセットを達成するための取組みを倍加している」（FASB と IASB が覚書へのコミットメントを再確認—FASB と IASB の共同声明（2009 年 11 月 5 日））

「AOSSG は、当地域の公益に資するよう、IASB の技術的活動において積極的な役割を果たし、高品質でグローバルな財務報告基準の単一のセットに貢献することを目標とする。」（アジア・オセアニア会計基準設定主体グループに関する覚書（2009 年））

「1. 国際会計基準審議会と国際会計士連盟は、以下を含む目的を有する：a) 公益のためにグローバルな財務報告基準を改善するための高品質で強制力のあるグローバルな財務報告基準の開発」（国際会計基準審議会と国際会計士連盟との間の覚書）

「国際会計基準審議会（IASB）、ブラジル会計審議会（CFG）及びブラジル会計基準委員会（CPC）は、この文書を通じて、ブラジルにおける IFRS の採用の支援と国際会計基準設定プロセスへの CPC の関与の促進を目標とする将来の協力に対する原則を確立した。」（国際会計基準審議会（IASB）、ブラジル会計審議会（CFG）及びブラジル会計基準委員会（CPC）間の覚書（2010 年））

- 6.6 IASB は、提案されている MoU の調印者となる。その文脈の中で留意すべきことは、国際作成者フォーラム、資本市場諮問委員会及び新興経済圏グループと同様に、会計基準諮問グループは代表者グループとしての役割を果たすということである。実際に、IASB が基準設定プロセスの中で、NSS 及び他の地域団体とともに、また、利用者及び作成者とともに、集合的で効率的な方法で協議を行うことが適切と思われる。代表者グループとしての諮問の役割であることから、この協議を当財団の制度的な構造において正式なものとする必要はない（他の協議グループは、定款の一部として言及されたり要求されたりしていない）。しかし、当財団は、このように正式なものとするのが（定款又は他の形式で）将来において必要となるのかどうかを評価することを約束している。それでも、このようなレビューは、ASAF についての 2 年間の試験期間の開始時には適切でない。

規模および構成

- 6.7 このプロジェクトの主要な課題は、世界中の主要な地域からのさまざまな関連性のある視点を含んだグループを形成する必要性と、技術的事項を十分に議論できる効果的なフォーラムを設置する必要性との適切なバランスをとることである。したがって、グループの規模を論理的で首尾一貫した方法で明確にすることと、同時に世界の代表となり技術的に効果的かつ効率的となる解決策を案出することが不可欠である。当財団の考えでは、合計で 12 名以内の IASB メンバーではないメンバーが、効果的な議論を可能にすることと成果の代表となることとの間の適切なバランスを提供するであろう。IASB は議長又は副議長が代表し、適切となる場合には、専門知識を有する他の IASB メンバーが同席することも考えられる。
- 6.8 規模を決定する際に、ASAF の諮問及び代表の機能を慎重に考慮した。ASAF メンバーはそれぞれ自らの地域からのインプットを提供するので、効果的で代表的な技術的助言を IASB に提供する機会がすべてのメンバーにあることが不可欠である。全員が自分の意見を聞いてもらえる能力は、メンバーが 12 名より多くなると低下するであろう。IASB には 16 名のメンバーがいるのは事実だが、ほとんどのメンバーが投票により意見を表明する。これに対し、ASAF メンバーはどの論点についても投票を行わないので、規模についての主な考慮事項は、すべての地域的な発言に耳が傾けられ、正当に配慮されるようにすることであった。参加者が多すぎる場合には、意図された ASAF の機能が失われるリスクがある。

これに基づいて、我々は以下の地域バランスを提案する。

- アフリカ — 1 議席
- 米州 — 3 議席

- アジア・オセアニア — 3 議席
- 欧州（非 EU 国を含む） — 3 議席
- 世界全体 — 2 議席

- 6.10 この規模のフォーラムであれば、IASB が現時点で主要な二者間の関係を有している団体に加え、地域団体（AOSSG、GLASS、PAFA など）からの代表者も含めるのに十分な大きさとなる一方、他の主要 NSS がメンバーとなる余地も残せる。
- 6.11 ASAF の人員構成は 2 年ごとに見直すことを提案する。人員構成の見直し及び当初の構成は、次のような要因を考慮に入れるべきである。技術的能力、各法域の資本市場の規模、当該組織の IASB の基準設定への貢献、当該組織が利用可能な人材の規模及び程度などである。
- 6.12 IASB への諮問グループとして、IASB が特定の NSS 又は地域団体をいつでも IASB の特定のアジェンダの優先事項に応じて参加の招請ができるようにしておくべきである。候補者が ASAF で十分な役割を果たすための専門知識及び能力を有していることが条件となる。
- 6.13 ここでも、ASAF への参加者全員が会計基準の国際的な単一のセットに対するコミットメントを行う MoU に署名することが期待されることを強調しておく必要がある（6.5 項参照）。こうしたコミットメントは、会計基準の国際的なセットとしての IFRS の開発を支援する関係者の間での建設的な技術的議論を確保するために要求される。

メンバー

- 6.14 メンバー資格は、個人ベースではなく、組織代表を基礎とすることになるが、当該組織を代表する個人をどのように、また誰が選出すべきかについての問題がある。効率性、継続性及び良好な個人的協力関係の目的のため、一名の指定された個人を ASAF のメンバーとすることを提案する。これは、求められる技術的専門性のレベルを考えると、当該組織の議長又は他の上級メンバーとなる可能性が最も高いであろう。そうは言っても、適切となる場合には、当該組織の専門知識のある他のメンバーを代表者とすることも認める柔軟性が必要となる。
- 6.15 必要に応じて、ASAF メンバーには、ASAF への参加を支援するために会議に通訳を同伴することを認める。

ASAF の機能についてのモデル案

- 6.16 ASAF が上記で強調したゴール及びコミットメントを達成するための技術的論点に焦点を当てることが重要である。ASAF が技術的論点に関して生産的な議論を十分に深く行えるようにするためには、その目標を達成するために、会議をどのように構成するのか、また、アジェンダをどのように決定するのかについて考えることが重要となる。
- 6.17 ASAF は、年に 4 回 IASB とロンドンで会合して、関連性のある項目を議論することが考えられる。この会議のうち一回は WSS の年次会議と併合する。各会議の期間は 1.5 日間となる。
- 6.18 参加する NSS 及び地域団体並びに IASB 及びそのスタッフにとって費用対効果の高い方法で ASAF を運営する方法についても検討が必要となるであろう。ASAF に投入される時間及び資源に関して重要な影響があるからである。
- 6.19 意図としては、ASAF の議長は IASB の議長又は副議長のいずれかが務める。IASB のメンバーは、スタッフに対するボード・アドバイザーとして行動するアジェンダ項目について参加する。シニア・スタッフメンバーが ASAF 会議に参加し、少なくとも 1 名のスタッフメンバーが ASAF との連絡役としての活動に専念する。会議は公開で開催し、ウェブ放映する。詳細な議事録は取らないが、各会議の要約を当財団のウェブサイトに掲載する。
- 6.20 各会議のアジェンダ・ペーパーは、議論の焦点を提供するために、IASB スタッフ又は ASAF メンバーが作成する。意図としては、このペーパーは、検討中のプロジェクトに関する重要な決定に関する要約を提供し、重要な論点に関して ASAF 会議の意見を求めるものとなる。この方法によれば、IASB の考えでは、議論の焦点が戦略的な技術的論点により多く置かれることになり、より詳細な事項に焦点を当てる IASB の毎月の会議のサイクルとの過度の結び付きがなくなる。
- 6.21 各会議では、次回の会議のアジェンダ案が発表される。その後、会議のかなり前にペーパーを配布して、参加者が自らの利害関係者と協議して自らの法域・地域からの見方を準備するための時間を与える。ペーパーは、主要なプロジェクト（基準レベルのアジェンダであれ、調査研究プログラムであれ）に焦点を当てるので、参加者はすでに当該プロジェクトをいずれにしても追跡していて、主要な論点を十分に把握していると期待される。

利 点

- 6.22 IFRS 財団と IASB は、単一の相手方との対応を通じて現在よりも合理化された集合的な関係を達成することになる。これは、同じトピックを扱うことが多い現在の二者間会議の一部に代わるものとなり、IASB の時間と資源を節約することになる。

- 6.23 ASAF は全般的な論点に関して幅広い議論をすることができ、特定の事項に関して IASB に情報を提供し支援するのに役立つ利害関係者の価値のある一団を、こうした事項に関する決定が行われる前に、IASB に提供する。
- 6.24 ASAF はより大量の価値ある議論を提供し、最終基準の質を高めることになる。このモデルでは、NSS と地域団体は基準設定における専門性と価値のある現地法域での経験や知識を有しており、これは IASB が国際的な財務及び報告基準を設定する際に考慮に入れるべきものであると認識している。これは既存のアウトリーチ活動を補完するものとなる。その手段となるのは、IASB の提案をさまざまな法域で適用することの影響について追加的な情報の提供である。
- 6.25 これは 2011 年の評議員会の戦略レビュー及び定款と整合的である。定款では、IASB が包括的なアウトリーチのプログラムを実施するとともに、IFRS が投資者及び他の市場参加者のニーズを満たすことを確保するために、NSS、地域団体及びすべての利害関係者の見解を考慮に入れるよう求めている。
- 6.26 このモデルにより、より広範な NSS 及び地域団体の団体が IASB の公表した基準を支援することや、IASB の論拠を支持することが確保される。これは IFRS の国際的な採用及び当該 NSS の法域における首尾一貫した適用を促進する。
- 6.27 このモデルは、当財団及びその関係者団体の構造の変更を要求しない。
- 6.28 このモデルは、IFASS を置き換えるのではなく、補完するものともなり得る。
- 6.29 このモデルでは、多くの多様化した視点が同じテーブルに参加することにより、効果的であるが多国間の議論が可能になる。

リスク

- 6.30 基準設定プロセスが現在よりも長引く可能性がある。これへの対応として、提案では、より合理化して関係の達成によりこれに対処し、現在の二者間会議の一部を置き換えることを図っている。
- 6.31 すべての当事者にとって満足のいく ASAF の構成を考え出すことが困難である可能性がある。ASAF が当財団が設置する団体である場合、あるいは NSS や地域団体自身の内部の順位付けから指名される代表者の団体であるとしても、一部の NSS は当事者意識を感じないかもしれない。これは対処すべき重要な課題であり、ASAF の参加者が次のことを確保することが必要となるであろう。それは、ASAF の活動がオープンかつ透明な方法で行われ、より広範な NSS 及び地域団体のコミュニティーに年間を通じてまた WSS 会議の一部として報告されることである。

ASAF の代表者は、自らの地域内の他の人々と協議して、彼らの視点を理解することを確保するようにする必要がある。

- 6.32 グループが極端に大きくなりすぎて非効率となる可能性がある。これこそが、ASAF の規模の制限を意図している理由である。
- 6.33 会議には、当財団及び他の ASAF 参加者の側での追加的なスタッフや資源が必要となる可能性がある。それでも、ASAF が効果的な方法で運営されるならば、時間と資源への価値ある投資となるであろう。
- 6.34 議論の統制を維持することや合意を得ることが困難かもしれない。これこそが、ASAF を特定の主要な技術的論点に関する意見交換及び経験の共有のための諮問機関として利用することを意図している理由である。その目的は、どのような多様性が存在しているのか及びその理由についての明確な理解を得ることである。

7 結論及び提言

- 7.1 本ペーパーの結論は、IASB の NSS 及び地域団体との集合的な関係をもっと正式な合理化した形で設定する必要があるというものであり、これは上記の 3.5 項に示した NSS 及び地域団体が果たす重要な役割を妨げるのではなくて、高める方法で行う必要がある。この関係をどのようにして正式なものとするべきなのかに関して、さまざまな可能性を検討した後、本ペーパーでは、上記のセクション 6 に示したようなフォーラムを設置するための提案を当財団が進めることを提言している。この提案を実施するには多くの課題があると認識されている。主として、ASAF の構成の決定という課題である。他の重要な課題は、基準設定プロセスに貢献するような生産的な技術的議論ができる作業の仕組みを確立することである。
- 7.2 議論すべきもう一つの重要な考慮事項は、この開発を受けて、諮問会議などの既存の IFRS 財団の機関に生じる可能性のある影響である。
- 7.3 前述のように、この提案は、IASB がより広範囲の利害関係者（特に財務報告書の特定の利用者）とのネットワークを開発していることの文脈の中で検討する必要があることも確かである。
- 7.4 上記のとおり、この提案にはいくつかの欠点がある。しかし、複雑な環境では、理想的な解決策は存在しないのであり、当財団の考えでは、これらの課題に適切に対処すれば、評議員会のビジョンに沿った基準設定プロセスの重要な改善をもたらすことができる。

付録

NSS 及び地域団体との現在の関係

公式な二者間の取決め (MoU が IASB と団体の間に存在する)

団体	MoU	会議
ASBJ	2007年8月。東京合意と呼ばれ、IFRS と日本基準を改善し、コンバージェンスをもたらすためのものである。	IASB と ASBJ の会議は年に 2 回開催。
ブラジル会計審議会 (CFG) 及びブラジル会計基準委員会 (CPC)	2010年1月。IFRS との全面コンバージェンスに対する目標として 2010 年末を設定。組織間の将来の協力に対するフレームワークを確立。	設定された日程はない。しかし、MoU で IASB と CPC が「正式で継続的な対話」を確立することを約束。
FASB	2002年9月。ノーウォーク合意と呼ばれる。IASB と FASB が協力国際基準と US GAAP との差異を取り除くために最善の努力を行うことを約束。MoU (IFRS と US GAAP とのコンバージェンスに対するロードマップ) を 2006年2月に締結。	共同プロジェクト (IASB の作業計画で表示しているとおり)。IASB と FASB の合同の月次会議を開催。

非公式な二者間の取決めの例

団体	IASB との関係の例
AOSSG	IASB メンバーとスタッフが、AOSSG 会議 (年次会議を含む) でオブザーバーの地位を有する。 AOSSG の目的には、次のものが含まれる。 ● 地域内の法域による IFRS のアドプション及び IFRS とのコンバージェンスの促進

PROPOSAL TO ESTABLISH AN ACCOUNTING STANDARDS ADVISORY FORUM

	<ul style="list-style-type: none"> ● 当地域内の法域による IFRS の首尾一貫した適用の促進 ● IASB の専門的活動に対する地域からのインプットの調整
EFRAG (30 の EEA 加盟国)	<p>IASB メンバー及び/又はスタッフが、EFRAG の技術専門家グループ (TEG) の月例会議と EFRAG が開催するアウトリーチ/パブリック・イベントに参加。</p> <p>IASB が EFRAG 及び 4 つの主要な欧州の NSS (フランス、ドイツ、イタリア、英国) と年に 3 回から 4 回会合。</p> <p>EFRAG は、すべての現在の IASB ワーキング・グループへのオブザーバーの地位を有する。</p>
GLASS (12 の法域)	IASB メンバー Amaro Gomes が、2011 年 6 月から 2012 年に開催された GLASS Directors の会議に 3 回参加。
IFASS	IASB メンバーとスタッフが IFASS 会議に参加。現在、年に 2 回開催。

さらに、多くの NSS 及び EFRAG には IFRS 諮問会議へのメンバーもいる。多くは、IASB の新興経済圏グループ (G20 の新興経済圏の参加国とマレーシアからなる) のメンバーでもある。